

会員各校が抱える意見・要望の実現に向けて

(自動車学校 令和2年10月号)

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発せられ、全ての国民が恐怖にさらされ、今はその恐怖が再び来ることがないように、新しい生活様式の中で、日々の業務が営まれています。この中で、各校所にはガイドラインに沿って感染防止に努めながら、初心運転者教育や高齢者講習等に邁進されているものと承知しております。

広島県においては、昨年4月22日～5月6日の間、緊急事態宣言による自粛要請が自動車教習所に対しても行われ、期間延長もされましたが、19日後の5月11日には学習塾等の同分類の施設よりも早く自粛要請が解除されました。

これは、会員各校の感染防止への真摯な取組と県知事に対する会長自らの早期解除要望や「自動車教習所から感染者を出さないための対応策」等の提出が功を奏したと思っています。現在も、緊張感を持ち、感染者を出さないための対策を継続しているところです。

さて、当協会は、一昨年から会員各校が抱える意見や要望を警察当局に理解していただくとともに、これを実現すべく取組を進めています。

1 意見・要望の把握と取組の経緯

一昨年(令和元年)4月開催の当協会の総務委員会において、「業務運営を安定的かつ円滑に実施するには、各校の抱える意見・要望を協会で調査・把握し、警察当局に依頼し実現すべき」との提案がありました。

協会は、働き方改革を進める中で、この提案を意義ある大きなものに位置付け、5月から各校の意見・要望を調査、調査結果の分類整理、総務委員会・教習委員会による検討を経て、警察当局との意見交換会の場に載せる手順で取り組むこととしました。

2 意見・要望の分類整理

このような取組みは初めてでもあり、全29校からは延べ72件に及ぶ意見・要望が寄せられました。内訳は、高齢者講習関係23件、学科・検定試験関係8件、指導員の資格・審査関係7件、事務処理関係12件等です。

意見・要望には、根拠規定(道交法その他法令、

警察庁通達、県警通達等)に基づく精査を加え、「県警察へ提出すべき事項」、「全指連を通じて警察庁へ提出すべき事項」、「協会において処理すべき事項」に3分類するとともに、事務局において「是非実現したいもの」、「実現したいもの」、「実現は難しいもの」、「できないもの」に評価し、検討素案を作成しました。

3 意見・要望の検討と県警察との意見交換

(1) 検討素案を基に、一昨年7月に会長・副会長による事前の検討を行った後、総務委員会、教習委員会による個別検討を行いました。さらに、認知機能検査・高齢者講習制度にかかる全校へのアンケート調査も行い、意見・要望の内容を具体的に補足修正しております。

このような過程を経て、8月1日付けで、県警察(運転免許課)に対しては22項目、全指連を通じては12項目にわたる意見・要望を提出しました。各項目は別添のとおりです。その他、協会において処理すべきものとしたものは8項目でした。

(2) そして9月には、協会から会長、副会長、理事及び事務局、県警察から運転免許センター長、課長、指導官、管理官及び担当係員が出席して、本件意見・要望に係る意見交換を行い、提出した項目について、県警察から前向きな回答を得るとともに、関連する諸課題についても意見交換をしました。

4 意見・要望の実現例

実現例について、県警察に対するものⅠ～Ⅲ、協会に対するものⅣ、その他Ⅴについて列挙します。

Ⅰ 学科試験の多言語化(ベトナム語、中国語)

広島県では、外国語の学科試験が英語のみでありましたが、県内の外国人労働者の就労状況を調査の上、「当県においても、英語以外に外国人労働者数の多いベトナム語、中国語による仮免許学科試験、本免許学科試験を導入し、更に指定自動車教習所においても、外国語による仮免許学科試験が実施できるよう」依頼しました。

結果、「ベトナム語、中国語についても実施すべく準備を進める。」旨の回答を得て、本年度実

施されることとなりました。

Ⅱ 認知機能検査の公安委員会による直接実施の順次拡大

高齢者講習や認知機能検査の長期の予約待ちが常態化していることもあり、担当職員は、予約や受付の対応等の多忙から、他の業務に支障を及ぼしているため、「当県において、8月から島しょ部で行われている認知機能検査の公安委員会（警察）による直接実施を順次拡大していただきたい。そうすれば各校の負担も軽減される」旨を依頼しました。

結果、「公安委員会による直接実施を増やす必要性を感じている。人的、物的（実施場所）なことを勘案しつつ、順次拡大に向け検討をしている」旨の回答を得ました。

現在、当県では、東部運転免許センターで週2回実施していた認知機能検査を、平日開庁日に1日2回、年間約1万人の検査が実施できるよう拡充されています。

Ⅲ 高齢者講習にかかる各種書式の変更

「運転頻度等問診票」や「運転行動診断票の『講評欄』」の様式変更、簡略化について依頼したところ、様式の変更について柔軟に対応することとなり、協会において、各校から具体的な意見をとりまとめ提出した結果、本要望に沿った形で、様式等が変更されました。

Ⅳ 高齢者講習システムに係るOCR装置の導入とデータの共有化

当協会では、会員各校と警察とを結ぶ、閉鎖網によるネットワークシステム（以下「K-net」という。）を運用しています。

K-netでは、受付から講習結果の報告までを行う高齢者講習システムを運用していますが、四分の三の会員校から、「高齢者講習等の受付に相当の時間を要し、他の業務に支障を及ぼしている」との改善への強い要望がありました。このため、受講申請の受付時の負担を軽減するため、

- OCR装置（運転免許証の読取装置）の導入によるデータ入力の短縮化
 - 高齢者システムに蓄積した高齢者データの共有によるデータ入力の短縮化
- を図り、業務を改善しました。

K-netの運用費は年々増加していましたが、

前年のネットワーク回線の減数とサーバ移転によるコスト削減により、必要な費用を捻出しました。

V その他

このほか、資格審査の機会の拡大、副管理者講習の受講機会の拡大、行事の早期伝達等について依頼しましたが、県警察には回数を増やすなど真摯に対応していただきました。

また、協会では、最新の法律、通達、事務処理要領を掲載した根拠規定集のK-netへの搭載等も行っています。

なお、全指連を通じて提出した意見・要望については、全指連から警察庁に要望された事項に反映されていると理解しています。

5 終わりに

以上のとおり、会員校が抱える意見・要望を調査し、その実現に取組みました。一朝一夕に実現できず、困難なものも多くありましたが、取組の効果は高かったと思っています。

本年では、試験結果の確認及び仮運転免許証の交付場所について、公平性、効率性の観点からその増設を県警察にお願いをしています。また、協会が受託する法定講習の合同講習において、ソーシャルディスタンス上、100人が受講可能な会場を確保できないことから、ウェブ会議システムを導入し、同講習を行うこととしました。このシステムの利用による今後の業務の効率化にも期待しているところです。

これからも、会員各校に役立つ協会として、不断にこのような取組みを行い、実現に向け努力したいと思っています。

県警察（運転免許課）に提出した意見・要望 22項目

- ① 学科試験を多言語化（ベトナム語、中国語を追加）する。
- ② 認知機能検査の公安委員会による直接実施を順次拡大する。
- ③ 技能検定・仮免許の学科試験において、カメラ等の電子機器による立会いも可能とする。
- ④ 指導員・検定員審査を車種別に年数回実施し、資格審査の機会を拡大する。
- ⑤ 二種免許指導員の審査も広島県でも実施する。
- ⑥ 学科教習指導員の普通自動二輪免許は、小型限定、AT限定も認める。
- ⑦ 二輪車シミュレータ教習のMT、AT合同教習を可能とする。

- ⑧ 職員法定講習における副管理者講習を2回に分けて実施する。
- ⑨ 欠格期間中の入所希望者などのケースに指導、指針的なものを示す。
- ⑩ 教習料金の安定化のための指導を行う。
- ⑪ 委託業務手数料の銀行振り込みの振込方法等を緩和し、負担を軽減する。
- ⑫ 「高齢者講習指導員」を安定的に雇用するために、運転適性検査等資格取得の機会をより多く設ける。
- ⑬ 教習原簿のレイアウトを見直す。
- ⑭ 運転免許証の裏書き要領を改善する。
- ⑮ 初心運転者講習の講習当日の受講可否が確認できるよう「事前に連絡する」旨の文言を掲載する。
- ⑯ 検査後に配付する「認知機能検査を受けられた方へ」を読みやすくする。
- ⑰ 更新時の認知機能検査「連絡番号0」と臨時認知機能検査「連絡番号4」が重複した場合の混乱防止に「注意書き」を記載する。
- ⑱ 第1分類者の講習予約の説明を容易にするため、講習等連絡書に医師の診断書の提出書類を同封する。
- ⑲ 運転頻度等問診票で苦情や質問の多い「問」の一部を変更、追加する。
- ⑳ 運転行動診断票の「講評欄」記載方法を簡略化する。
- ㉑ 委託業務関係書類の様式変更には、事前協議と最小限の変更とする。
- ㉒ 年間行事計画に各種講習に関する行事、委託業務に関する確認検査、契約説明会などの日程を分かる範囲で掲載する。

全指連を通じて提出した 意見・要望 12項目

- ① 高齢者講習における「個人指導」時間を1人20分に短縮する。
- ② 高校生入所の平準化を図るため、技能検定と仮免学科試験の受験可能年齢を17歳に引き下げる。
- ③ 技能検定・仮免許の学科試験において、カメラ等の電子機器による立会いも可能とする。
- ④ 学科教習指導員の普通自動二輪免許は、小型限定、AT限定も認める。
- ⑤ 二輪車シミュレータ教習のMT、AT合同教習を可能とする。
- ⑥ 教習指導員・技能検定員の資格について、上位資格取得者には下位資格も認める。
- ⑦ 標準試験車の使用範囲を拡大する。
- ⑧ 準中型免許に係る技能教習の先行学科を改め、通常の教習方法にする。
- ⑨ 安全で疲れにくいハンドルの把持方法を高速教習で取り入れる。
- ⑩ カーナビゲーション使用方法の教習を取り入れる。
- ⑪ 合理化、効率化の観点から教習原簿、帳票の様式を統一する。
- ⑫ 法改正の施行時期は、繁忙期を避ける。